建設技第２３０７号
令和８年 11 月 27 日

佐賀県建設工事入札参加資格業者　様
（とび・土工・コンクリート工事の有資格業者）

建設・技術課長

地すべり防止工事及びアンカー工事における現場代理人の兼任の取扱いについて

法面工事については、令和 8 年 9 月 24 日付建設技第 1872 号により、現場代理人の兼任の取扱いについて要件を緩和しているところです。

この度、地すべり防止工事及びアンカー工事についても、県発注の公共工事の計画的かつ円滑な事業の進捗を図るため、下記のとおり法面工事に類似した取扱いを行うこととします。

対象工事の今後の発注においては、適切な対応をいただきますようお願いします。

記

１．対象工事
　とび・土工・コンクリート工事のうち地すべり防止工及びアンカー工

２．地すべり防止工事及びアンカー工事における現場代理人兼任の取扱い
　兼任できる地すべり防止工事及びアンカー工事は、隣接土木事務所管内（再編前の旧管内要件も削除）までの工事とする。

３．適用期間
　令和 9 年 9 月 30 日までに公告する工事に適用する。なお、現在契約中の工事についても適用する。

建設・技術課　入札・契約担当
TEL：0952-25-7102（内 2774）